

# 令和2年度第10回熊本県環境影響評価審査会

## 議事概要

### ((仮称)肥薩風力発電事業分)

#### 1 日時

令和2年(2020年)12月23日(水)午後1時15分から午後3時まで

#### 2 場所

熊本市男女共同参画センター はあもにい 4階 研修室A・B

#### 3 出席者

##### (1) 熊本県環境影響評価審査会

石田委員、大石委員、太田委員、奥村委員、酒井委員、坂梨委員、藤井委員、松田委員、村田委員、森委員、柳田委員(15人中11人出席)

##### (2) 事務局(熊本県環境生活部環境局環境保全課)

葉山課長、廣畑審議員、築地主幹、前田主任技師、竹崎主事、藤本主事

##### (3) 関係機関

環境省九州地方環境事務所環境対策課、熊本県保健環境科学研究所、水俣市経済観光課、水俣市環境課

##### (4) 事業者等

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社、株式会社建設環境研究所 計7人

##### (5) 傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者なし

#### 4 議題

「((仮称)肥薩風力発電事業環境影響評価方法書)」について

#### 5 議事概要

事務局(環境保全課)から、今回の事業概要等について説明した後、事業者等から事業及び方法書の概要について説明が行われた。

#### 主な質疑の概要

会長

それでは、審議に入る。質問がある方は挙手にて発言の意思をお示しいただきたい。

## 委員

本事業は水源かん養保安林の中に計画されていることから、配慮書段階において、「本事業による水質への影響や災害対策について十分な検討を行う」よう知事意見を出している。しかし、方法書には「水環境保全が重要であることに留意し、森林伐採を最小限に留める」という記載しかなく、具体的な水質保全に関する回答が得られていない。対象事業実施区域周辺には水源かん養保安林の他に、取水地点も存在しており、伏流水を使用している浅井戸等もあることから、水質への配慮は必須になると思う。水源かん養保安林の中で事業を実施する以上、対象事業実施区域周辺の水道用水の取水地点や浅井戸等への影響も懸念されるため、地下水への影響及びその回避策に関し、図書中に明示していただきたいと思う。

それから、これは方法書の次の準備書段階の話になるかと思うが、大出水が起こる可能性がある6月～7月や台風の襲来が危惧される9月等に伐採伐根を行うと濁水の影響が大きくなる可能性があるため、この期間中は工事を避けるよう準備書段階で検討していただくとともに、方法書段階でも当該検討について何かしら記載していただきたいと思う。

以上、工事等による地下水への影響をどのような方法で回避するのかということと、大出水期を避けた事業計画立案を行ってもらえないかということの2点についてお尋ねしたい。

## 事業者等

まず、地下水に関する質問に対して、一般的な陸上風力発電所、特に山間部の一番尾根のあたりに設置する場合であれば、地下水位への直接的な影響はないと考えている。

また、水源かん養、保水能力への影響については、大規模な開発を伴う太陽光発電所と比べ、一般的な陸上風力発電所はごく限られた点の改変に留まり、設置地点をアスファルトやコンクリートで固めるわけではないことから、影響は極めて小さいものと考えられており、経済産業省が定める参考項目にも取り上げられていない。

ただし、本事業の対象地には保安林という重要な場所を含むことから、林野庁の森林管理署になるかと思うが、そちらと十分協議させていただき、適切な配慮や手続をとっていくものと考えている。手続をとったうえで必要最低限の区域の保安林指定解除を行うことを想定している。

以上を踏まえ、地下水については、現在調査項目として選定していないが、今後いただく御意見、特に地元関係者等から御心配の声があがるようであれば、適宜モニタリング調査等について検討していく必要があると考えている。また、水質、濁水に関する調査については、方法書に掲載した内容で進めていきたいと思う。

次に、工事・伐採の時期に関する質問に対して、現段階ではまだ何月に伐採に入るか等確定していないが、先ほどの話にもあったとおり、風車を建てる場所は全て国有林内であることから、まずは国有林及び水源涵養保安林の指定解除の許認可や手続が必要になってくる。指定解除にあたっては、森林管理署から、「伐採面積を必要最低限に抑えなさい」といった細かな指導が入ることとなるため、実際の風車1基あたりの建設に必要な伐採面積は、おそらく2,000平方メートルから3,000平方メートルになると考えられる。

降雨時は伐採等の作業自体が危険になることから、今後、森林管理署等と協議し、工事工程について検討していきたい。

**会長**                    今の回答に対し、何かあるか。

**委員**                    確かに今の説明のとおりだと思うが、知事意見として出されている以上、事業者意見として、踏み込んだ回答を行うべきではないか。408ページの知事意見の中に、「水質への影響や災害対策について十分な検討を行うこと」と書いてあるが、事業者意見の欄に水質への影響に関する具体的な記述はない。このような意見が出されたのであれば、今説明があったように、「水質に対してはこういうふう考えている」ということを図書中に明示する必要があると思う。

**会長**                    水質の項目を設け、きちんと回答してほしいということか。

**委員**                    そのとおり。

**事業者等**                知事意見として挙がっている項目について、若干回答が不足しているところがあった。申し訳ない。

**委員**                    以上である。

**会長**                    他にあるか。

**委員**                    私からは2つ意見があるが、その前に先ほど大石委員から指摘があった地下水に関してコメントしたい。方法書の141ページには地下水の利用状況について記載されているが、人吉市及び球磨村の水源のほとんどは地下水であり、生活の基盤となっているため、事業による影響が小さいのであれば、「小さいと思われる」ではなく、きちんとしたエビデンスを示す必要があると思う。

では、1つ目の意見に移るが、配布資料の14ページ目、方法書の210ページ目には、確か私が配慮書段階で指摘した山地災害危険地

区の状況について、熊本県及び鹿児島県のホームページを参考に図示されている。しかし、これらは民有林を対象にしたものであり、国有林を対象にしたものは、森林管理署が保有する資料を見るよう配慮書段階で指摘していたと思う。方法書の207ページを見ると、対象事業実施区域は水源かん養保安林になっているが、これは国有林だから水源かん養保安林になっているわけであり、このエリアの山地災害危険地区は、森林管理署が保有する資料を見ないとわからない。つまり、配布資料の14ページ等で示されている山地災害危険地区は、国土交通省が示した地区と、農林水産省が示した地区であって、林野庁が示した地区は入っていない。対象事業実施区域は県境になっており、森林管理署が2つに分かれていることから、調査にあたっては両署の資料を閲覧する必要があるが、そこをもう1度チェックしたうえで、場所を選定した方がいいと思う。

次の意見だが、配布資料の42枚目の人と自然との触れ合いの活動の場について、この資料に示されている九州自然歩道のルートに誤りはないか。少なくとも国土地理院の地形図で示されている九州自然歩道はここを通っていない。方法書の6ページの図面を見てもらうと、ここに十曾池公園があるのがわかる。方法書説明資料では、九州自然歩道は十曾池公園から南へ回って、東へ抜けていくように茶色のラインが引いてあるが、国土地理院の地図だと、九州自然歩道は十曾池からそのまま奥十曾溪谷の中を抜けて、上流に上がっていくことになっている。この点をちゃんとチェックしておかないと、今のままだと九州自然歩道を搬入路に使用することとなる。

そもそも奥十曾溪谷が人と自然との触れ合いの活動の場選ばれていないのはなぜか。この溪谷は自然を楽しむ森林浴の場として、確か鹿児島県のホームページに記載されていたかと思うが、なぜここが景観や人と自然との触れ合いの活動の場の調査対象に含まれていないのかわからない。

**会長** 事業者からの回答をお願いします。

**事業者等** 御指摘いただいた点について、こちらの調査漏れ等があったと思われる。きちんと調べ直したうえで、必要に応じて、調査地点の追加や変更を行いたい。

**会長** 今の2つの意見いずれについても対応するということでよいか。

**事業者等** 問題ない。

**会長** その他何かあるか。

**委員** 1点質問させていただきたい。計画予定地が青い線で北東から南西方向に稜線を横切るようなかたちで示されているが、設置の際の風車と風車の間はどうなっているのか。距離や森林が伐採されているか否

か等についてお聞きしたい。

事業者等

風車と風車の離隔は、最低でもおおよそ300メートルとなる予定である。

また、風車と風車の間には、幅員がおおよそ4メートルから5メートルの管理用道路を通す予定であり、現地はおおよそ2,000平方メートルから3,000平方メートルの風車のヤード同士が道路で細く繋がるかたちになると考えられる。

委員

委員の中には御存知ない方もいるかもしれないが、国見山の南西において、鹿児島県で初めてカモシカが1頭確認されている。カモシカについては、これまで熊本県の白髪岳あたりが南限と考えられていたが、鹿児島県で確認された1頭はこの稜線を通して移動したものと推察される。そのため、この稜線を分断するかたちで風車が建てられ、管理用道路ができることに対しては、甚だ問題があると思う。

また、布計山の稜線あたりも道路が拡幅されるということだが、事業者の話にもあったとおり、ここには国の天然記念物であるヤマネの生息が確認されている。さらに水俣地域は、御存知ない方もいるかもしれないが、「毛介綺煥（もうかいきかん）」という書物に細川重賢の時代からヤマネがいたことが図として記されており、非常に貴重な場所である。

本事業を実施することで、そういったところの個体群の移動を確実に妨げることになると思うので、どうしたら移動を妨げずに済むかという点について調査・検討してもらおうのと併せて、当該検討について図書中に記載してもらいたいと思う。

会長

事業者からの回答をお願いします。

事業者等

今御指摘があったような動植物については、今後現地調査を行ったうえで、その結果及び保全対策に関し、きちんと図書の中に記載したいと考えている。

委員

先ほどの事業者からの回答の中で、森林を伐採するという話があったが、ヤマネは枝をつたって移動する動物であることから、道路の上の枝についても重なっていたり、繋がっていたりしないと移動することができない。事業実施にあたっては、枝と枝とを繋げる等何らかの工夫を行わないと、確実にヤマネを絶滅させてしまうため、先ほどの話と併せて検討していただきたい。

事業者等

御意見のとおりであるが、風車を結ぶ道路は大規模なものにはならない予定である。とはいえ、少なからず伐採も行うことから、そういった場所の緑化等の対策もきっちり行っていきたい。

会長

既にあることがわかっている種であれば、それに対応した調査を実

施してもらえればよいかと思う。  
その他質問、意見等あればお願いしたい。

委員

風力発電機の設置検討位置がクロスしているのは、尾根の地形がクロス状になっているからか。それとも、風況の影響によるものか。あるいは、検討段階であるためこのような形態になっているのか。

事業者等

我々もサイト内すべてを現地踏査できたわけではないが、地形図を見る限り、現地はクロスしたようなかたちで、なだらかに尾根がつながっている地形になっている。そのため、現段階では、こういった十字型のような風車配置になる予定である。

ただし、先ほどの話にも関連するが、ここの国有林内の林道はかなり広範囲に敷設されているため、この林道をうまく使うことで、改変箇所を少なくしながら風車配置を検討したいと考えている。

そのため、確実に十字状になるとは言い切れないが、現時点では、現地の地形に合わせた配置を検討している状況である。

会長

その他何か。

委員

いいか。

会長

どうぞ。

委員

事前調査において、オオトラカミキリやキュウシュウオオクボカミキリ、キュウシュウシナカミキリ等森林性昆虫の重要種がリストアップされている。これらのカミキリムシは絶滅危惧種のランクでいうとそれほど高くはないが、どこにでもいる種ではなく、現地が水源かん養保安林であることも生息に影響しているものと考えられる。

これらのカミキリムシを含む森林性種は、乾燥に弱く、林の中が乾くと駄目になってしまう。本事業で設置するような風車はあくまで風車（かざぐるま）のようなものであり、風を送るものではないと理解しているが、事業に付随する工事で森林を伐採した際に流れこんだ風が林の中を乾燥させるおそれもあることから、こういった事態を回避する技術があるのか教えていただきたい。今回、そういった対策を事前に検討しておいたほうがよいと思われるほど、希少種が大量にリストアップされている。

それから、先ほどのオオムラサキの話に関連して、オオムラサキ自体は比較的あちこちにいる種であるが、現地に榎林はあるか。現地に数アール程度の榎林があるのであれば、そこは触らないほうがよいと思う。

また、オオトラカミキリが生息しているということは現地にモミがあるということになるが、モミがある場所というのはなかなか重要な場所である。

以上を踏まえ、現地には全国的に非常に重要な種が多く生息してい

ると考えられることから、注意しないとそれらの生息に悪影響を与える可能性がある。そのため、風による影響について、関係法令等には規定していないかもしれないが、何かしら配慮する方法を検討してほしいと思うのだが、いかがか。

事業者等

方法書等に記載している重要種は、対象事業実施区域に絞ったものではなく、より広いエリアを対象に調査・抽出したものである。

ただし、御指摘のとおり、これらの種が対象事業実施区域内に生息している可能性もあることから、しっかりと調査していきたい。

委員

今回リストアップされているような種については、例えば、6月から7月に下から上昇気流で上がってくる虫を山頂で調べる吹上採集や、材採集、冬場のゼフィルスの卵の採集等を行うことで見つかる可能性があるが、コスト的な問題もあると思う。

ただし、触る場所が触る場所であるため、事業実施にあたっては注意したほうがよいと思う。

事業者等

いただいた御意見を踏まえ、再度調査計画を検討したい。

会長

今の回答でよいか。

委員

風のことはわからないか。私は見たことがないのでわからないが、何かしらの知見があれば教えてほしい。

事業者等

風による影響ということか。

委員

管理用道路を作ることで風が森林の中に入り乾燥することがないのか、それに関する知見があるのかということである。

事業者等

今後事後調査の方法等検討していくことになるかと思うが、最近の風力発電所の中には、敷設した林道周辺の状況の変遷を調査している事例もあるようなので、いただいた御意見等踏まえながら、モニタリング調査等についても検討していきたい。

委員

承知した。

会長

その他あるか。

委員

対象事業実施区域周辺には、本事業含め7つの風力発電事業の計画があるが、全事業施工されるとなると、合計何基の風車が設置される予定か。事務局にお尋ねしたい。

会長

本事業のみに関わる話ではないため、事務局からの回答をお願いします。

事務局	<p>正確な数字については把握していないため、後日お伝えしたいと思うが、水俣地域だけで60数基になるため、県南地域となるとさらに多くなると思う。</p>
委員	<p>60数基がまとめて設置されるような場所というのは、今まで見たことがない。</p> <p>それを受け、事業者へお尋ねする内容かどうかはわからないが、7事業全体でフォトモンタージュを作成することは可能か。おそらくどこに何基設置するということは確定されてないので、はっきりと図示できないと思うが、「この尾根のここからここにおおよそ何基設置される」、「この事業者はこのあたりに何基設置する」ということはわかると思う。</p>
事業者等	<p>風車の配置が決定してくる時期や他事業者との協議調整の問題があるため、現段階では何とも言えないが、他事業の風車等の情報をうまく取りまとめることができれば作成可能かと思う。しかし、現段階では他事業の規模等おそらく確定していないと思われるため、作成できるとは言い切れない。</p> <p>少なくとも我々が実施予定の肥薩風力発電事業及び大関山風力発電事業の2事業については、ある程度風車配置が固まった段階で、フォトモンタージュを作成し、速やかに提供可能かと思うが、7事業を踏まえたフォトモンタージュとなると、他事業者との調整次第になる。</p>
委員	<p>承知した。現地調査で見られているかもしれないが、現地は非常に素敵な場所ばかり。そこに風車が乱立し、どこを見ても尾根が分断されている状態を想像すると、一個人としてもがっかりするところがあるため、御検討をお願いしたい。</p>
会長	<p>今の話は様々な事業者が関わっていることから難しい問題である。ある程度計画が固まり公表できる段階、つまり準備書段階等が出されたフォトモンタージュについて、別事業者が当該フォトモンタージュの風車配置等を自社のフォトモンタージュに織り込むということは可能であるように思うが、いずれにしても難しい。今後の検討課題ということで事業者には認識いただきたい。</p> <p>この問題はおそらく解決しないので、次に移るが何かあるか。</p>
委員	<p>1点質問がある。方法書の352ページの「風車の影に係る調査、予測及び評価の手法」について、「8 予測対象時期等」に「発電所の運転が定常状態となる時期の1年間とする」とあるが、この1年間の間に「6」の方法で等時間日影図を作成するということか。</p>
事業者等	<p>「9 評価の手法」にも記載しているが、年間で30時間、年間の中の1日最大で30分間を超えないことが一つの目安となっている。</p>



つまり、年間をとおして影の影響がどれだけ生じているかを調べることになるため、1年間365日分のシミュレーションをかけることになる。「8」に記載している「1年間」とはそういう意味である。

なお、「定常状態」とは、「風車が建設され動き出してから」という意味である。

**委員** では、シミュレーションは、年間30時間かつ1日30分間を超えないという海外のガイドラインを参考に1年間分やるということか。

**事業者等** そのとおり。

**委員** 承知した。

**会長** ほかに。

**委員** クマタカについて、ここの谷には複数のクマタカの番（つがい）がいることがわかっている。今回、2営巣期調査されるということだが、御存知のとおり、最近クマタカの繁殖率は非常に下がってきているため、2年空いてしまうこともしばしばある。昨日もたまたま別のクマタカの生息地に行ってきたが、そのクマタカは完全に2年空いてしまっており、どうなることかと心配している。

事業者には、繁殖年と非繁殖年の行動圏の違いを踏まえた調査、予測及び評価の検討をお願いしたい。私自身、一昨年この谷で新たにクマタカが繁殖したのを確認しているが、2年空くと行動圏が変わっている可能性があるため、そういった事態を想定した調査方法を考えていただきたいと思う。

**事業者等** 本調査は「猛禽類保護の進め方」等に従い、2年間の調査期間としている。その中で、今回風力発電事業を実施するというのを踏まえ、衝突率についても算出し、影響を予測評価する予定である。衝突率は、巣のある・なしに関わらず、鳥がどういったところを飛んでいるかという実測データに風車の高さ等を勘案して算出する。ただし、この算出手法には不確実性を伴うことから、今後の審議の中で追加調査等必要になった場合は、別途検討していきたい。

**委員** 配布資料の37ページ目について、営巣期が1月から8月までとなっており、9月、10月、11月、12月が空いているが、今年私が行った別のところの調査では、9月ごろからクマタカのディスプレイを確認している。猛禽類調査の指針上、この期間は営巣期から外れているということか。熊本の場合は温暖な気候からか、9月ごろからディスプレイフライトが見られることを申し上げておく。

**事業者等** いただいた地域性の情報をもとに、今後検討を進めたいと思う。

会長	調査計画に活かしていただければと思う。その他あるか。
委員	1点確認したい。方法書の202ページの図について、対象事業実施区域の東側、土捨て場予定地のところに埋蔵文化財包蔵地が含まれているが、これらへの対応については、熊本県教育庁、人吉市教育委員会等関係諸機関に照会、確認されているか。
事業者等	この地点の埋蔵文化財包蔵地についてはまだ確認ができていない状態であるが、現在、幅広に土捨て場用地として調査を進めている段階であり、調査の結果、埋蔵文化財包蔵地にかかるということであれば、用地から外す予定である。先日の豪雨の影響や土捨て場へのアクセスの問題等で、現在、検討が少し止まっている状態だが、引き続き熊本県及び人吉市の教育委員会へ照会、確認していきたい。
委員	承知した。
会長	その他あれば。
委員	方法書の83ページについて、今回風車を設置する場所の南西側に大変自然度の高い林があるように思う。現計画では、風車の設置検討位置がその付近にまで伸びているようだが、避けたほうがよいのではないか。
事業者等	御指摘のとおり、資料整理上、風車の設置検討位置の一部が自然度9になっているが、自然度9、10になると、環境省からこういった場所には風車を設置しないよう指導が入る。ただし、植生図の調査時期が古い場合、現地は実は植林だったということもあり得るので、今後きっちり調査したうえで、やはり自然度が高いということであれば、風車の配置について検討する必要があると考える。
委員	承知した。
会長	どうぞ。
委員	今後の話だと思うが、説明の最後にあった残土について、最終的に土捨て場はどうかたちになるのか。
事業者等	基本的にはこういう緩やかな地形で、両サイドと奥に山が切り立っており、谷というかポケットのような地形になっている。そのポケットのような地形に、土を埋め、法面を作ることで、最終的にはトップのところを平地になるように整備する予定である。他にもこれまでの事例を挙げると、もともとあった段の低い平地の部分に土を盛って、嵩上げするようなものもある。今後、土捨て場予定地の現地調査や測量等を進めながら、法令に基づいた形で、この地形に適した盛土形

状を形成していくことになると思う。

委員

対象事業実施区域の南東側、久七峠のそばに、かなり大きく土捨て場予定地を設定されていると思うが、このあたりはすぐ周りの田野町や牧場、集落よりも標高50メートルほど高い台地になっている。さらにそこは土砂災害警戒区域も含んでいるため、そういった土地に土捨て場を整備するのか疑問に思う。また、土捨て場を高台に作ることで下から見えるのではないか。その時の景観はどうなるのか、全くイメージが湧かない。できればこの土捨て場についても、最終的にどうかたちになるのか、フォトモンタージュを作成していただきたいと思うが、現地ではどう見えるのか。

事業者等

土捨て場用地をより絞り込んだ段階で、計画図としてお示しできればと思う。現在、谷に近い形状で、できるだけ付近の住居に影響がないような場所を選定しているところ。なお、雑木により現地の全景がつかめない等の理由により、現段階では土捨て場予定地をかなり広く設定している。なかなかわかりづらいかとは思いますが、今後安全に配慮しつつ調査範囲を広げていき、土捨て場用地の絞り込みを行っていきたい。

委員

土捨て場がどういう形態になるにしろ、周囲の水田や集落、水源等の環境を破壊しないよう、十分配慮していただきたい。

事業者等

承知した。

会長

その他あれば。

委員

1つ確認したい。方法書の232ページにある表4. 3-5「住居等及び配慮が特に必要な施設の分布状況」について、配慮書では風車の設置予定範囲から2キロメートルまで調べてあったように記憶しているが、今回1. 2キロメートルに狭めたのはなぜか。

事業者等

御指摘のあった表4. 3-5は、方法書の230ページにタイトルが記載されているが、「4. 3. 2 風車の影」の項目になる。また、騒音であれば、方法書の228ページ、表4. 3-2に示しているとおり、風車の設置予定範囲から2キロまでの住居等の数を整理している。これらは、各ページの右下に「本ページに記載した内容は計画段階環境配慮書に記載した内容と同じである」と記載されているとおり、配慮書と同じ内容を掲載している。

委員

ということは、風車の設置予定範囲から2キロメートルの地点では風車の影による影響はないということか。

事業者等	<p>そのとおり。これは配慮書の話になるが、方法書の230ページの真ん中に記載してある「(c) 調査地域」のとおり、ローター径のおおよそ10倍の範囲を調べれば十分であろうと一般的にいわれている。今回の場合、ローター径が120メートルであるので、その10倍の1.2キロメートルを調査範囲として設定した。</p>
委員	<p>承知した。</p>
会長	<p>その他何かあるか。  何もないから私から確認したいことがある。今回の風車はブレードの延長が120メートルと大型のものであるが、水俣港で陸揚げするとなると、対象事業実施区域までかなりの長距離移送となる。その際の移送技術はいかなるものか、また、移送経路として使用する道路の拡幅等行わないのか。巨大な物体をトラックで運ぶシステムについてはどこかで見たことがある気がするが、ここまで大きなサイズではなかったように思う。そういう物体を山奥まで運ぶ方法、技術はいかなるものか、また移送にあたって、経路周辺的环境に影響を与えることがないのか、お尋ねしたい。</p>
事業者等	<p>移送経路として使用する国道については、十分な幅員があることから、現時点で改変は必要ないと考える。また、ブレードについては、起立装置によりカーブの移送も問題ないと思われるが、最低でも30メートルになるタワー、支柱の移送にあたっては、道路の拡幅・改変ではなく、そこに建っている電柱・電線の移設を検討する必要があると思う。もちろん、林道や作業道については、国道の規格よりも狭く、勾配も急になっているため、拡幅・改変は必要になってくると思う。</p>
会長	<p>林道等であれば伐採等もありうるということか。</p>
事業者等	<p>そのとおり。</p>
会長	<p>承知した。その他何かあるか。</p>
委員	<p>1点だけ。先ほどカモシカの話があったが、鹿の問題もあると思う。カモシカの生息域は鹿が増えることで制限されたという話がある。配慮書では、道路を通すことによる鹿の食害に留意するよう知事意見が出されており、それに対し事業者からの回答もあっているが、食害だけでなく、鹿の生息域が広がる、密度が高くなるということが併せて重大な問題になってくると思う。食害のみを考えるのであれば、防鹿柵を設置する等の策があるが、鹿の行動パターンを考えると、比較的歩きやすい道路ができると出てくる可能性がある。特に工事後に緑化等行った場所については、シカが餌場だと勘違いし、そこが繁殖の場となるおそれもある。九州全体で鹿の問題は大きな問題になってきていることから、事業実施にあたっては配慮していただきたい。</p>

会長	今の質問に対して何かあるか。
事業者等	食害や分布域の変化等起こる可能性があることから、それらに関する調査に加え、専門家の話も聞きながら、緑化等の対応について検討していきたい。
会長	それでは、まだ質問等あるかと思うが、次の議題もあるため、第1議題はこれで終了したいと思う。

※配付資料

- (1) 令和2年度第10回熊本県環境影響評価審査会 次第
- (2) 「(仮称)肥薩風力発電事業」及び「(仮称)大関山風力発電事業」の環境影響評価手続きについて
- (3) 意見の照会について